

## 共同行為を定義するのに 意図の共有への言及は不要か

竹内 聖一

### はじめに

行為を定義する際、行為者の意図に訴えなければならないということは、行為論において古典的と言ってもよい主張となっている。すなわち、われわれはまず意図的行為と呼べる出来事を特定した上で、その意図的行為が惹き起こす結果によって当の意図的行為を再記述したものを行為と呼んでいるのである。

単独者の行為を定義するに際しては、このやり方は広く受け入れられていると言ってよいだろう。しかし共同行為の定義にも同じ方針を採用するにあたっては、我々は慎重にならなければならない。なぜなら、この定義を共同行為へと拡張するにあたって、我々は、共同行為をなす者たちが、少なくとも何らかの共同行為を意図的に行っている——すなわち、その共同行為をしようという意図を共有していると前提することになるからだ。この前提が問題含みなのである。たとえばギルバートは、ひとたび意図が共有されると、誰か一人がその意図を放棄したとしても、共有意図自体は消失しないと主張し、こうした共有意図がそれに対応する個人の意図からなるという見解に疑問を呈している (Gilbert, 1997: 69-7)。また、サールも共有された意図を個人の意図やそれに関する相互信念の組み合わせに還元することは出来ないと論じている (Searle, 1990: 406-7)。他方、ブラットマンは、こうした共有意図は個人の意図およびそれに付随する心的状態の寄せ集めであると論じている (Bratman, 1993: 111)。このように、共同行為の成立条件に、意図の共有が含まれると主張するならば、我々はその共有された意図がどのようなあり方をしているのかという問いに答えるよう迫られるのである。

それゆえ、もし共同行為の成立条件に意図の共有を含めなくてもよいのだとしたら、我々はかならずしも上述した問いに答えを出さずにすむことになる。これは共同行為を研究する上で確かに一つのメリットだと言えるだろう。ではそのような仕方でも共同行為を捉えることは本当に可能なのであろうか。以下では、共同行為を定義するのに意図の共有への言及は不要であると主張する古田の議論を取り上げて検討する。<sup>1</sup>

## 1. 古田の議論の検討

### 1.1. A 定義と P 定義

まず意図の共有に訴える共同行為の定義の例を見ておくことにしよう。ブラットマンは共有意図について以下のような定義を提案している (Bratman, 1993: 121)。

我々が  $\phi$  することを意図しているのは以下のような場合に限られる。すなわち、

- 1) a) 私は我々が  $\phi$  することを意図しており、かつ、b) あなたも我々が  $\phi$  することを意図している
- 2) 私は、1a)および、1b)の意図およびそれらの意図を遂行する上で必要な下位計画に基づき、かつ、それらを理由として我々が  $\phi$  することを意図している。そしてあなたも同様である
- 3) 1 と 2 は我々の間の共通知識である

ブラットマンによれば、我々が一緒になって  $\phi$  しているとき、我々が共同で  $\phi$  しているか、たまたま結果的に一緒に  $\phi$  しているだけなのかを分けるのは、我々の間に、上の 1) ~3) によって定義されるような共有意図があるかどうか

---

<sup>1</sup> 古田は共有された意図を共同行為の定義の中心に据えるブラットマンの議論に疑義を呈している。ただし、後述するように、古田が共有意図に訴えない共同行為の定義を提案する動機は、意図の存在論的身分の問題を解決する困難さに由来するものではない。

なのである。したがってブラットマンによれば、共同行為を定義する上で、共有意図に訴えることは不可欠である。

これに対し古田は、意図の共有に言及しない共同行為の定義を提案している。それは以下のようなものである。

特定の行為が成立する条件として、複数人の中で諸行為の相互的な依存関係が存在する (古田, 2012: 268)

この定義における「相互的な依存関係」は、次のように詳述される。

複数人が行為 A を行い、かつ、A またはその下位行為の形成、持続、完成が互いに相手の A またはその下位行為の形成、持続、完成に依存している(古田, 2012: 268)

「行為の」相互的な依存性に訴える定義 (以下、これを A 定義と呼ぶことにする) が、ブラットマンが提示する、意図をはじめとする「命題的態度の」相互依存性に訴える定義 (以下、これを P 定義と呼ぶことにする) よりも優れていると言える理由は何か。古田は以下のように述べる。

ポイントは、それら [P 定義] が共同行為一般の定義としては不十分なものであるということである。このことは行為には非意図的なものも数多く存在するという事実を鑑みれば明らかである

(古田, 2012: 270、〔 〕内は筆者による補足)

古田によれば、我々は単独で行為する場合、自分の意図しなかった結果を惹き起こすことがある、そしてそうした結果を引き起こしたのは自分だと考えたり、その出来事を悔いたりする。共同行為の場合でもそれは同じである。我々は自分たちが意図しなかった結果について、それを惹き起こしたのは自分だと考えたり、それを惹き起こしたことを悔いたりする。こうした事態をも分

析の対象とするには、共同行為の定義は、意図せざる共同行為を含み込むことの出来るほど豊かなものであるべきだ、というのである。

## 1.2. 古田の議論に対する疑問

私の見るところ、「行為には非意図的なものも数多く存在するという事実」から、直ちにP定義が不十分であるという結論は導かれない。

まず、P定義は、あくまでも「意図的な」共同行為の定義であって、共同行為一般の定義ではない。それゆえ、P定義があらゆる共同行為を定義できないからといって批判するのは早計である。もちろん、これ「だけ」では、古田の批判に正当に答えたことにはならないだろう。P定義「だけ」では、古田の言うような意図せざる共同行為を捉えられないということもまた事実だからである。

古田は、意図せざる共同行為の事例として、「ある集団の誰もがその事故を起こすことを意図していなかった」にもかかわらず、事故が起きてしまったケースに言及している。そしてその場合、人々はその事故を自分たちの過失や、過失とは認めないまでも（すなわち、自分たちに責められるべき落ち度はなかったとしても）自分たちのしたこととして回顧するのだ、としている（古田、2012: 271）。

これら意図せざる共同行為は、P定義によっても共同行為として特徴づけることは可能である。過失であれ、過失とは言えない行為であれ、いずれも、意図せざる共同行為の主体とされる複数人のうちの誰か（あるいは複数の誰か）が、その複数人を主体とする何らかの意図的な共同行為に従事している際になしたものであろう。それゆえ、P定義に照らすならば、まず共有された意図に言及することで意図的な共同行為を特定し、その上で、その意図的な共同行為を意図せざる結果によって再記述することで、共同行為として特徴づけることになると思われる。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 古田は明確に述べていないが、古田がA定義を提案する背景には、「どのような共同行為にもそうした意図的な共同行為を見いだすことが出来るとは限らない」という懸念があるように思われる。これに対し私は、そもそも意図的な共同行為が全く存在しない

したがって、A 定義によって共同行為と特徴づけられるものは、P 定義によっても共同行為と特徴づけられうる。それゆえ、この点にかんする A 定義の優位性は、P 定義に比べて手間がかからないということではかない。<sup>3</sup>

次に、（上とほぼ同様の論点ではあるが）A 定義に登場する、共同行為のメンバー個々人のなす行為が、「単なる身体運動」ではなく、実際に行為であるのはどのような場合であるのかを述べようとすれば、結局は「行為とは意図的になされた身体動作から生じた結果によって、身体運動を再記述したものである」というスローガンに依拠せざるを得なくなるのではないか。すなわち、彼らのそれぞれが行為していると言えるためには、「その人の意図的行為からある結果が生じており……」と言わなくてはならず、さらに、その人が意図的行為をしているのはどのような場合かを特徴づけようとするならば、各人の意図に言及せざるを得なくなるのではないか。

ただし、この段階においてもなお、P 定義とは異なり、A 定義においては、共同行為  $\phi$  を定義する際に「 $\phi$  を惹き起こそうという意図の共有に言及する必要はない」という論点は維持されるだろう。その点は、古田が（おそらくは）共同行為の事例として挙げている以下の事例からうかがうことができる（古田, 2012: 271）。<sup>4</sup>

---

ところで、意図的でない共同行為が生じることはあり得ないのではないかという直感をもっている。私のこうした直観の動機となっているのは、2.2 節で検討するケース 2 である。

<sup>3</sup> ただし、このように意図的な共同行為を定義し、そこから生じた結果については、すべて意図せざる共同行為として特徴づけるという戦略は、古田が危惧するように、共同行為のインフレーションを引き起こすという問題を抱えている（古田, 2012: 266）。しかし、意図的な共同行為と、意図的でない共同行為の間に線を引けるならば、後者が無制限に拡大することはさして脅威ではないように思われる。

<sup>4</sup> 古田はこの事例を「結果として二人で協力してペンキを塗ってしまった事例」として挙げているように思われる。そのため、これを意図せざる共同行為の事例として解釈することは妥当であると考えられる。ただし、仮に古田がこの事例を意図せざる共同行為の事例として挙げているのだとしたら、ここで古田が「協力」という言葉をどのような意味で使っているのか曖昧であるという点は指摘しておく。というのも、古田は兄弟がたまたま同じ壁をペンキで塗っているという場合、たとえ彼らの振る舞いが相互に調整されていたとしても、相互依存的であるとは言えないと主張しているからだ。そしてその根拠はたとえ一方が壁にペンキを塗らないとしても他方の行為は成立するからだとされる（古田, 2012: 269）。他方、弟が兄と一緒に壁をペンキで塗ろうとする意

兄弟が一緒にペンキの壁を塗っている。実は弟は兄のまねをしてペンキを塗る振りをしようと意図しているだけである。しかし、兄はそのことに気づいており、あえてそれに気づかない振りをしている。そして兄のこうした振る舞いとうまくのせられて、弟は結局、兄と一緒に壁にペンキを塗ってしまっている。この場合、兄は弟と一緒に壁にペンキを塗ろうと意図しているが、弟の方は、兄のまねをしてからかおうと意図しているに過ぎず、一緒に壁にペンキを塗ろうと意図しているのではない。つまり、お互いの意図は食い違っている（＝共有されていない）。それにもかかわらず、「壁と一緒にペンキを塗る」という共同行為は現に成立してしまっている。つまり、「一緒に壁をペンキで塗ろう」という意図が共有されていなくても、「一緒に壁をペンキで塗る」という共同行為は成立しうる。それゆえ、共同行為  $\phi$  を捉えようとするならば、 $\phi$  にまつわる命題的態度（とくに  $\phi$  しようという意図）の相互依存性に訴える必要はない、というのが古田の論点であると思われる。<sup>5</sup>

すなわち、たとえ本人たちの意図せざる仕方であったとしても、現に互いの行為が相互に依存しあい、結果  $\phi$  が生じた場合には、「それらの人々は共同で  $\phi$  を惹き起こすという行為を遂行した」と言いうる。それゆえ、そのような行為の相互依存性が、当人たちの  $\phi$  を惹き起こそうという意図の共有に由来するものであるかどうかを問題にする必要はない、ということなのであろう。

私は、人々が  $\phi$  を惹き起こそうという意図を共有することなしに、結果的に共同で  $\phi$  を惹き起こしてしまうというケースがあること自体を否定しようとは思わない。実際、古田の挙げたケースにおいて、兄弟は（二人で壁にペンキを

---

図なしに、兄のまねをしていてうっかり壁にペンキを塗ってしまった場合、弟は兄に「協力」したのだとされる。確かに兄の視点からすれば、弟が壁にペンキを塗らなければ「一緒に壁にペンキを塗る」という行為は成立しなかっただろう。では、弟の視点かもそう言えるのだろうか。「兄のまねをする」だけならば、兄が壁にペンキを塗らなくともその行為は成立してしまうのではなからうか。つまり、ここで古田の言う「協力」は、必ずしも相互依存性を意味するのではなさそうなのだが、かといって、「たまたま一緒に壁にペンキを塗る」ということを意味しているわけでもないように思われるのである。

<sup>5</sup> ただし、仮に「定義においては」意図に言及する必要がないとしても、なぜこのような相互依存性が生じるかを「説明する」ためには、何らかのレベルにおける意図の相互依存性に言及しなければならないということは強調しておきたい。

塗ろうという意図を共有していないにもかかわらず) 確かに共同で壁にペンキを塗ってしまった。しかし、そうしたケースにおいて共同行為が成立しているか否かを問題にする際に、共同行為をなしたとされる人物たちの間に何らかの意図の共有があったかどうかをまったく問わなくてもよい、とは思わない。上の兄弟の事例でも、壁をペンキで塗ろうという意図の共有は必要でないとしても、何らかの意図が共有されていたからこそ、共同行為が成立していると認定されるのではないかと考えられる。

古田はこの事例について詳述していないが、この事例が共同行為であるとわれわれに思われるのは、少なくとも当初は兄弟が共同でペンキを塗っていて、その途中で弟の気がかわったために意図が共有されなくなった……というようなストーリーを我々が思い描くからではないだろうか。つまり兄弟は当初は1節で見たブラットマンによる共有意図の定義を満たすような共有意図をもっており、それゆえに意図的に共同で壁をペンキで塗っていた。だが、弟が兄をからかってやろうといういたずら心を抱いたのをきっかけに、二人の間にあった共有意図は失われ、それに伴って意図的な共同行為も消失した。そこから先は実は二人は意図的には共同で行為してはいない、すなわち、それぞれ別の意図のもとに単独で行為しているのだが、この二人の別々の行為から生じた結果(二人によって壁にペンキが塗られること)は、もともとの意図的な共同行為を起点として生じている。それゆえに、もともとの意図的な共同行為が、この結果によって再記述されたものは、やはり共同行為と見なされるのである。<sup>6</sup>

これに対し、この兄弟は当初から互いに別々の意図をもって二人で壁にペンキを塗っていたのだ、と考えることも出来よう。兄は二人の共同行為として壁をペンキで塗りたいと意図していたが、弟の方は、はじめからその誘いに乗る振りをして兄をからかってやろうと意図していたというようなケースである。

私の見るところ、このようなケースでは、そもそも意図的な共同行為が成立しておらず、それゆえ、たとえどんなに二人の振る舞いが相互依存的であった

---

<sup>6</sup> この事例では「一緒に壁をペンキで塗ろう」という共有意図から、「一緒に壁をペンキで塗る」という意図せざる結果が生じるというトリッキーな説明になっているが、一般的なケースでは、 $\phi$ という意図から、それとは記述を異にする $\psi$ という意図せざる結果が生じることになるだろう。

としても、ここには共同行為と呼べるような出来事は何も起きていなかったと考えるべきである。すくなくとも P 定義をまじめに受け取るならば、この帰結は避けられない。したがって古田の挙げる兄弟の事例は、古田の記述をさらに遡って二人の意図のあり方がどのようなものであったのかを知らないことには、共同行為であるか否か判断することは出来ない、というのが私の意見である。

P 定義に従うならば、意図せざる共同行為は次のようにして生じる。すなわち、二人がある意図を共有していて、それゆえに意図的に何らかの共同行為をしたのだが、その意図的な共同行為から、何らかの意図せざる結果が生じる。かくして、この意図せざる結果によって意図的な共同行為が「二人で壁をペンキで塗る」と再記述されることになる。そしてそもそも意図的な共同行為が存在しないところには、意図的でない共同行為も存在しないと判断されることになる。

したがって、私と古田の間の対立点は、意図せざる共同行為が存在するか否か、という点にはない。私は意図せざる共同行為の存在は認める。対立点があるとすれば、それは、複数人の行為から、彼らの意図しなかった結果が生じた場合、その結果を引き起こすことをかれらの共同行為とする条件の中に、本人たちの何らかの意図の共有が含まれるか否かという点にある。

そこで問題は以下のようになる。すなわち、「本人たちの意図せざる仕方、互いの行為が相互に依存し合い、結果  $\phi$  が生じた」というケースなら、どのようなものであっても「我々は共同行為  $\phi$  を遂行した」と言いうるのかどうか、共同行為成立の条件は、行為の相互依存性だけで十分なのか（何らかの意図の共有は本当に不必要なのかどうか）ということである。以下ではこの問題についてさらに考えてみることにしたい。

## 2. A 定義の検証

### 2.1. ケース 1 の検討

以下では、共同行為が成立していないと思われるケースを取り上げ、意図の共有に言及しない A 定義によって、これらのケースにおいて共同行為が成立していないと判定できるかどうかを検討することにした。

まず、以下の議論の素材となる基本的な状況設定を紹介しておく。及川と堺の 2 人組が銀行強盗に押し入った。犯行の途中で二人のうち一方が行員を一人射殺した。このとき、射殺行為は銀行強盗をするという行為の一部と見なされるか？

この設定には、行員の死がどのような経緯で生じたのかについての情報が欠落している。以下では、その情報が少しずつ異なるケース 1 とケース 2 に A 定義を適用し、その有効性を検討する。

ケース 1 メンバーのうち、一方は行員の殺害を意図していなかった場合

銀行強盗計画には、行員を射撃することすら含まれていなかった。しかし、及川は堺が目を離したすきに、自らの楽しみのために行員を射殺した。この場合、及川と堺は銀行を襲って金を奪おうという意図は共有しているが、行員を殺しようという意図は共有していなかった。それはあくまでも及川のみが抱いたものだったのである。この場合、A 定義に照らせば、次の判断 1 が妥当だということになるだろう。

判断 1) 行員殺害はあくまでも及川の行為であり、共同行為ではない。

この判断の根拠として、A 定義の側からは以下のようなものを提出可能である。

- a) 及川にとっても、射殺行為は、銀行強盗をするという目的達成にとって不可欠ではない。それゆえ射殺行為は銀行強盗をするという行為の下位行為ではない。したがって、及川にとっても、銀行強盗には射殺行為は含まれない（及川の射殺行為に「銀行強盗をする」という記述を与えることには無理がある）
- b) A 定義では、二人の人物が同じ記述を受ける行為をしているということも共同行為の要件としている。a) で見たように射殺行為は銀行強盗実現に貢

献する行為ではない。それゆえ、この状況では、及川の射殺行為に、銀行強盗をするという記述をあたえることはできない。それゆえ、形式的に見て、行員を射殺するという及川の行為は、塚との共同行為の一部ではない。

- c) 及川が射殺行為をしなくても、銀行強盗をするという塚の行為は形成、存続、完成され得た。<sup>7</sup> それゆえ、及川の射殺行為は、銀行強盗をするという塚の行為と相互依存的ではない。

したがって A 定義に照らせば、ケース 1 における行員殺害は銀行強盗の一部とは言えず、2 人組は共同で行員を殺害したとは言えない。A 定義は、行員殺害という意図が共有されていたか否かに訴えずとも、行員殺害へといたる行為の相互依存性の不在に訴えることでこの結論を導くことが出来る。かくして、このケース 1 に関して A 定義に不十分な点は見当たらない。

ただまだ疑問は残る。それはこの場合にも、塚が件の行員の死について、それは自分が殺したも同然であると感じたり、責任や後悔を感じたりするかもしれないという点である。A 定義によれば、個々のメンバーの行為の間に、 $\phi$  発生へといたるような相互依存性がなければ、彼らは共同で  $\phi$  を惹き起こしたのではない。このように判定する A 定義を採用している場合、この問題はどのように解決されるのだろうか。

まず責任や後悔の念については以下のように考えることが可能である。行員殺害は自分たちの共同行為ではないと判断したからといって、塚が行員の死に責任や後悔を感じる事が直ちに不合理なものになるわけではない。周知のごとく、共同行為の主体と共同責任の主体とはかならずしも一致しない。<sup>8</sup>

たとえば、ファイナバーグはある結果に対する法的責任の主体とその結果をもたらした行為の主体がかならずしも一致しないことがあると論じている。<sup>9</sup> 責任の主体が、結果をもたらした行為主体を監督ないし支配していた場合、あ

---

<sup>7</sup> 他方、塚が銀行強盗をするという行為は、行員を射殺するという及川の行為の形成、存続、完成に寄与していると考えられる。塚と銀行に押し入らなければ及川が行員に銃を向け、引き金を引き、殺害することはなかったであろう。

<sup>8</sup> これは古田も指摘している点である（古田, 2012: 275）。

<sup>9</sup> Feinberg, 1968

るいは責任の主体が属している集団に、その結果をもたらした行為主体が属していたというような場合である。

それゆえ、この場合にも、たとえ塚が、自分が行員殺害という行為の主体であることを否定したとしても、及川と行った銀行強盗の主体の一員として、及川の行為に責任や後悔を感じるということはある得る。あるいは塚は、及川に殺人の機会を与えてしまったことについて、個人として責任や後悔を感じているに過ぎないのかもしれない。

他方、塚が「その行員は自分が殺したも同然だ」と発言する場合はどうであろうか。A 定義はやはり我々の直観をすくいとはしていない、ということになるのだろうか。この場合、A 定義を擁護するためにとりうる戦略は二つあると思われる。

一つは「その行員は自分が殺したも同然だ」という塚の発言は字義通りの意味に解釈されるべきものではないと捉える道である。「～も同然だ」という表現からもうかがえるように、これは「及川によってもたらされた行員の死に個人的に責任や後悔を感じている」ということをやや誇張して表現したものに過ぎず、字義通り自分が行員殺害の共同主体であると主張するものではないと考えられる。

これに対し、問題の発言はやはり字義通り、自分もまた行員殺害の共同主体であると主張するものである、と考えることも出来るだろう。この場合、二つの可能性が考えられる。

一つ目は、相互依存性の概念をかなり緩やかなものとしてとらえるという道である。確かに行員射殺という及川の行為を単独で取り上げれば、それが銀行強盗をするという塚の行為の形成、存続、完成に寄与しているとは言えないだろう。しかし、そもそも及川が塚の誘いに応じなければ、塚が銀行強盗に踏み切ることもなかったでしょう。このように、行員射殺という行為だけに注目するのではなく、銀行強盗へと至る二人の行為の関係をより俯瞰的に捉えてみれば、及川の行為はやはり塚の行為と相互依存的であったと言いうるようになる。

また、及川に快樂殺人者の傾向性があることを塚が事前に把握していたでしょう。その場合、及川を犯行のパートナーに選んだ時点で、塚には、こうなる

ことがある程度予見できたと考えられる。この場合、犯行の立案の時点にまで遡る行為の相互依存性を考慮することで、自分もまた殺人行為の主体であるという堺の主張にもそれなりの実質が与えられることになる。

二つ目は共同行為とそこから派生する準-共同行為を分けるという道である。射殺行為は、A 定義の下で共同行為とされる行為（2人組による銀行強盗）から、及川単独での射殺行為を通じて因果的に生じた。その意味で射殺行為は及川と堺による準-共同行為であると言える。

ただし、このような形で準-共同行為を認めることは、A 定義の要である「行為の相互依存性」なしでも共同行為的なものが存在しうることを認めることに他ならない。これは、共同行為のインフレーションを招く恐れがあるため、古田のとりうる道ではないだろう。

古田は、人のなすあらゆる行為は、過去の人々の行為から因果的な影響を受けているという点において、その人と過去の人々とがなした共同行為であると言えることになると指摘した上で、これは共同行為という概念を事実上無意味なものにしてしまうと指摘している（古田, 2012: 266）。たとえば日本語を読み書きすることすら、過去の日本語の話者たちと共同で行ったことになってしまう。この点が「行為の相互依存性」をA 定義に導入する動機づけになっているが、準-共同行為を認めることはこの動機づけに反しているのである。したがって、A 定義を支持し、かつ堺がケース1の行員殺害の主体であるとも見なすのであれば、行為の相互依存性の概念を緩めるというのが適切な応答であると考えられる。

以上見てきたように、A 定義に照らせば、ケース1における行員殺害はそもそも共同行為とは見なされない。そして、仮に堺が行員殺害に責任や後悔を感じているとしても、それは堺が行員殺害の主体でないことと両立可能である。また、堺が行員殺害の主体であるという主張が真であるとしても、A 定義は行為の相互依存性の概念を緩めることによってその主張を救うことが出来る。したがって、このケース1を見る限り、A 定義は妥当なものであると思われる。

## 2.2. ケース2の検討

次に挙げるのは、行為の間に相互依存性はあるのだが、メンバーの間に、自分たちの行為を相互に依存させようという意図が共有されていないために、実は共同行為が成立していないと思われるケースである。一読すれば分かるように、この事例は単独の行為者における逸脱因果と類似したものとなっている。

## ケース2 意図せざる仕方で行為が相互に依存しているケース

銀行強盗の途上で堺のある発言が及川を怒らせてしまう。逆上した及川が堺にむけて引き金を引こうとしたところ、堺がそれを止めようとして及川をつきとばしたため、流れ弾が近くにいた行員にあたり、行員は死んでしまった。

この場合、及川と堺の行為はいずれも行員の死に因果的に貢献しており（＝どちらのしたことも、行員を殺害するという行為の下位行為になっている）、かつ両者の行為は相互に依存していると言えるように思われる（二人の行為は互いの行為に触発されて連鎖的に生じており、すくなくとも私の見るところでは、A 定義を満たしている）。<sup>10</sup> それゆえ、A 定義に照らすならば、このケース2では、及川と堺は共同で行員を殺害した、と言わざるを得ないであろう。

他方、定義 A をいったん脇においてこの事例を眺めてみれば、行員の死は及川の逆上の原因となった堺の発言（意図的行為）に端を発し、そこから二人のいずれもが意図しなかったような仕方でお互いの行為が連鎖した結果生じたものであると言えるだろう。この場合にも、二人の行為の連鎖から行員の死が生じた、とは言えるかもしれない。だが、それはかならずしも二人が「共同で行為した」結果、行員の死をもたらしたことを意味しない。また、及川だけでなく、堺もまた、行員の死に責任や後悔を感じるかもしれない。だが、それは共同行為主体としてのことではなく、それぞれが個別に遂行した行為の主体としてのことだと考えるべきである。

---

<sup>10</sup> ひょっとしたら、堺が及川を怒らせるという行為自体は、及川の行為に依存していないため、二人の行為は相互依存的ではない、という指摘が寄せられるかもしれない。しかし、どちらか一方が言い出して、それにもう一方が乗るというかたちで始まる行為は多くの場合、共同行為と見なされるものである。また、一方の行為の開始が、他方の行為に依存していなければならぬとすると、その行為の開始も、他方の行為に依存していなくてはならないということになり、無限後退に陥るだろう。

以上の議論が妥当であるとするならば、A 定義はすくなくともケース 2 をうまく処理することができない。それゆえ、このケースに関する限り、A 定義は、共同行為の定義としては不十分であると思われる。すなわち、行為の相互依存性はすくなくとも共同行為が成立するための十分条件とは言えないのである。

### 2.3. P 定義との比較

冒頭に紹介したブラットマンによる共有意図の定義に戻ってみよう。この定義には、ケース 1 や 2 を共同行為に分類しないための仕掛けが用意されている。それは、定義の二番目の条件であり、ここで及川と堺は、お互いに相手もまた「我々は  $\phi$  する」と意図しているがゆえに、自分もまた「我々は  $\phi$  する」と意図しているの でなければならない、とされている。まずケース 1 において堺は、そもそも「我々は行員を殺害する」と意図してはいない。また、及川も、堺が「我々は行員を殺害する」と意図しているがゆえに「我々は行員を殺害する」と意図したわけではないのである。及川はあくまでも、堺の意図のあり方とは関係なしに行員の殺害を意図したのであり、しかも、その意図内容の主語は「我々」ではなく「私」である可能性が高い。

さらに、ケース 2 においてはどちらのメンバーもそもそも行員の殺害そのものを意図していない。それゆえ、やはり行員殺害にかんして共有意図があったとは言えないのである。

### 2.4. まとめ

ケース 1 のように、相互依存性が見られない事例では、A 定義が共同行為の定義として不十分であるとは言えないようである。また、ケース 1 では行員の死が達成される上でメンバーの行為の間に相互依存性が見られない、という理由で、行員の死が共同行為によってもたらされたものであることを否定したとしても、共同行為の主体でない者が、その結果に対して責任を負うことが否定されるわけではない。したがって、ケース 1 を根拠として A 定義を批判することは難しそうである。

他方、ケース 2 において明らかとなったのは、たとえ行員の死が、二人の行為が相互依存的であることから生じたとしても、それだけでは二人が共同で行

員の死をもたらしたと言うには不十分であるということであった。さらにその相互依存性が、行員の死を目指す共有された意図を通じて実現されているのでなければならないのである。この点は、A 定義を批判する十分な根拠となるように思われる。

ただし、以上の議論は、共同行為を捉える上で行為の相互依存性が全く重要でないということを示すものではない。本論で提案するように、単独の行為者の行為を定義する場合と同様、意図的な共同行為を基本に、結果による再記述という仕方（意図せざる）共同行為を定義していくという方針をとったとしよう。その場合、単独の行為者の場合とは異なり二つの可能性が生じる。一つは意図的な共同行為主体の一部が、共有された意図から外れた意図を遂行することで、ある結果が生じるというような場合である（ケース 1 がこれにあたる）。<sup>11</sup>もう一つは、意図的な共同行為から意図せざる結果が生じるという場合である。たとえば、二人の行った銀行強盗によって、被害にあった銀行が 1 週間の休業を余儀なくされるとか、居合わせた客が事件後 PTSD に悩まされるというようなケースがこれにあたる。

一見したところ、これら二つの可能性はいずれも、二人の意図的行為から意図せざる結果が生じるケースに他ならないように思われる。しかし両者は明らかに異なる。二つ目の場合、銀行を休業させたことや客に PTSD を発症させたことは、二人の（意図せざる）共同行為であったと言えるだろう。他方、一つ目の場合、すでに確認したように、行員の殺害は、二人の共同行為とは見なされないのである。どちらの場合にも、問題の結果を目指す意図の共有は存在しない。それゆえここで決め手となっているのは、二人の行為の間に、意図せざる結果の発生へといたるような相互依存性があったかどうかということであると思われる。

すなわち、複数人の意図的な共同行為から何らかの仕方である結果が生じた場合、それがその人々の（意図せざる）共同行為と言えるか、あるいはその結果を引き起こした人物の単独行為と言えるかを分けているのは、まさにその複

---

<sup>11</sup> ケース 2 は、集団の意図的行為がそもそも存在しない事例であると考えられる。ただし、この点に関しては、本文でも触れたように相互依存性をどの程度緩く捉えるかによって判断が分かれるところだろう。

数人の行為の間の相互依存性であると言える。しかし、それはあくまでも、その結果を引き起こす元になった何らかの意図的な共同行為がある——すなわちその複数の人物たちの中で何らかの意図が共有されているという条件の下ではじめて、我々の判断の手がかりとなるのである。

### 附論 意図の共有と共同責任の関係

仮に共同行為を定義する上では、行為の相互依存性に訴えれば十分であり、意図の共有に訴える必要がないとしよう。それでも、共同行為と責任の関係を論じる上では、どうしても意図の共有に訴える必要があるという点を最後に指摘しておきたい。

ポイントは以下の点にある。意図の共有には濃淡がある。そしてそれゆえにその濃淡に応じて、共同行為主体自体の集団責任の軽重を論じることができる。他方、行為の相互依存性には濃淡がない。そしてそれゆえに相互依存性は、集団責任に関する我々の実践の多様性を捉えるだけの緻密さを備えていないということである。<sup>12</sup>

前の節で見たケース1に対して、行員の脚を射撃して行動不能にすることまでが計画に含まれていた場合をケース1'としよう。この場合、行員の脚を射撃するという点に関して、堺は及川と意図を共有していたことになる。このケース1'においては、2人組が全体で、行員の死に対する責任を負うべきだという我々の判断はもっともらしいものとなるだろう。さらに一歩進んで、行員の射殺があらかじめ二人の計画に組み込まれていたとすれば、この判断の妥当性はさらに強まることになる。このように、共同行為主体の各々のメンバーがど

---

<sup>12</sup> 行為の相互依存性についても、最終的な結果に対して各メンバーがそれぞれの程度因果的に貢献したか、という観点から濃淡を問題にできるかもしれない。しかし、以下の点で意図の共有のあり方と、因果的貢献のあり方とは異なっている。すなわち、意図の共有のあり方は、集団全体と集団が引き起こした結果の間の関係の多様性を示し、それゆえに集団全体がその結果に対してどのような責任を負うのかということの指標となる。これに対して、因果的貢献のあり方は集団の個々のメンバーと集団が引き起こした結果の関係の多様性を示しており、それゆえに集団の個々のメンバーがその結果に対してどのような責任を負うのかということの指標となるのである。

のような意図を有しており、それがどのように共有されていたのかということによって、共同行為主体の行為の意図性には濃淡が生じる。そして、こうした濃淡は、我々が集団の責任について下す判断の材料となるのである。

他方、A 定義に示されているような行為の相互依存性について、こうした濃淡を問題にすることは難しい。というのも、A 定義においては、ある特定の結果の発生に対して複数人の行為が相互依存性であったかどうかということだけが問題となっているからだ。相互依存性があれば、それは共同行為であり、相互依存性がなければ、それは共同行為ではなかったのである。このように、相互依存性に着目する場合、我々が判断できるのは、相互依存性があったかなかったかということのみであり、それに応じて集団が責任を負うか負わないかという判断を下すことしかできないのである。

## 文献

- Bratman, M. (1993) "Shared Intention," in *Ethics* 104, 97-113, in his *Faces of Intention*, Cambridge University Press, 1999, 109-29.
- Feinberg, J. (1968) "Collective responsibility," *Journal of Philosophy* 65, 674-88.
- 古田徹也 (2012) 「共同行為の構成条件」『哲学』 63, 265-79.
- Gilbert, M. (1997) "What Is It for *Us* to Intend?" in G. Holmström-Hintikka and R. Tuomela (eds.) *Contemporary Action Theory vol.2 Social Action*, Kluwer Academy Publishers.
- Searle, J. (1990) "Collective Intentions and Actions," in *Intentions in Communication*, edited by P. Cohen, J. Morgan, and M. Pollak, MIT Press, 401-15.

(たけうち せいいち／立正大学)